

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008函第22号	
事故等名	瀬渡船栄功運航不能(推進器損傷)	
発生年月日時刻	平成20年9月14日 21時00分ころ	
発生場所	北海道函館港内	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月22日 函館・地方事故調査官が船長に対して電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	瀬渡船栄功 7.06トン 船舶番号(IMO番号) HK2-16970 船舶所有者等 個人所有	
船種・船名・総トン数	瀬渡船栄功 7.06トン	
船舶番号(IMO番号)	HK2-16970	
船舶所有者等	個人所有	
船種・船名・総トン数	瀬渡船栄功 7.06トン	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	プロペラ軸及びプロペラ曲損	
事故等の経過	栄功は、平成20年9月14日20時20分ころ、港内防波堤の釣客を岸壁に移送する目的で、函館港係留地を発した。船首付けの態勢から離岸するとき、船尾にとっていたアンカーロープが栄功の推進器付近に絡んだものの、釣客移送の必要から、微速力で防波堤に向かい、港内西防波堤に至って釣客3名を乗船させ係留地に向け航行中、絡んだアンカーロープがプロペラに巻き付き、プロペラ軸が曲損し、21時00分ころ運航不能となった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	あり
	判明した事項の解析	係留用のアンカーロープが推進器付近に絡んだ際、アンカーロープを外すなどして推進器周りを良好にしていない 釣客移送を優先させた
原因	本件運航不能は、次のことが関与した可能性があると考えられる。 係留用のアンカーロープが推進器付近に絡んだまま航行し、プロペラに巻き付き、プロペラ軸が曲損したこと。	